

## 第44回水資源機構契約監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成31年3月7日(木) 機構本社 602～603会議室	
委員	篠原焔夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	1. 平成30年度第3四半期の1者応札の状況について 2. 平成30年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成30年度第3四半期における随意契約に関する点検について 4. 新規随意契約案件について	
	委員	機構事務局
1. 平成30年度第3四半期の1者応札の状況について 2. 平成30年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4番の落札率が100%であるが、落札までのプロセスを教えてください。</li> <li>・94番の案件で、分析の欄に仕様書に合致する車両を販売する社がなかったというような記載となっているが、仕様書を作成するに当たって、何か発注者側の事情だとか、こだわらなければならない内容があれば教えてください。</li> <li>・3番の法面工は、技術者の確保が困難という理由であるが、これは法面処理工事特有の特別な技術者という意味で不足しているということなのか。</li> <li>・九州地区で人手不足が深刻という話があったが、29年の豪雨災害あたりからの状況ということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件については、一般競争入札が不落であったため、不落随契に移したところ、たまたま100%の見積金額であったものです。</li> <li>・普通車両を調達する場合は環境配慮契約法に基づき、最高燃費性能を考慮した総合評価による入札を行い、最高評価者を落札決定することになりますが、本件車両は巡視用の特殊車両の調達ということで、条件的なものでほかの社の応札がなかったのではないかと考えています。</li> <li>・建設業法上、配置されるべき者が不足しているということです。</li> <li>・その辺りから顕著になっています。</li> </ul>
3. 平成30年度第2四半期における随意契約に関する点検について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1番の案件について、どの程度緊急性があったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水量が急に増加して、堤体の安定性や地盤に影響を与えるようなことになるとなると早めに手を打たなければ</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎排水孔からの漏水量のモニタリングをある程度の期間調査していたように感じられるが、その間に何らかの方策を考えられなかったのか。</li> <li>・3番に「災害時等における応急対策工事に関する協定書」を締結しているが、締結している業者1者なのか、複数なのか。</li> </ul>	<p>ればいけないので、常時それを観測できるような体制を図ることが急務であると考えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎排水孔の健全化を図るため、26年度と27年度にリポーリングを実施して、29年度に漏水量が増加しましたが、一時的なもので、このまま一定量になると考えていました。漏水量がどんどん増加していく状態になりますと、基礎地盤に何かしら変化があるという状況も考えられ、特にアーチダムということで、非常に重要な項目となります。</li> <li>・水路については延長が長いため、地区ごとに協定を締結しているところが多いかと思います。複数業者と締結して、その中で対応可能な業者を選定するという事になります。</li> </ul>
<p>4. 新規随意契約案件について</p> <p>【営繕積算システム賃貸借】</p> <p>【平成31年度兼用橋梁等管理業務】</p> <p>【愛知用水支線水路付替等業務】</p> <p>【筑後導水路宮本線施設操作等業務】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前から賃貸借しているのか。</li> <li>・本件随意契約を了承する。</li> <li>・本契約の契約期間はどの程度か。</li> <li>・本件随意契約について、次年度以降も包括的に了承する。</li> <li>・本件随意契約を了承する。</li> <li>・土地改良区でなければできない理由は。</li> <li>・本件随意契約について、次年度以降も包括的に了承する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3年契約となりますが、以前より継続的に契約しているものです。</li> <li>・1年です。31年度は8橋で、32年度以降は県で計画をたてて、順次実施していく予定です。</li> <li>・耕作者のご意見を伺いながら配水調整を行う必要がありますので、農耕者の事情をよく把握している者でないと、公平かつ的確に対応することは難しいと考えています。</li> </ul>

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 宮前 武利（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 松尾 誠（内線 4631）